

【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成17年12月16日

【中間会計期間】 第31期中(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

【会社名】 ダイア建設株式会社

【英訳名】 DIA KENSETSU Co., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 山 口 仁 司

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿6丁目28番7号

【電話番号】 03 3205 5574

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 加 藤 実

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿6丁目28番7号

【電話番号】 03 3205 5574

【事務連絡者氏名】 経営管理部部長 加 藤 実

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
ダイア建設株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中村区名駅3丁目8番7号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第29期中	第30期中	第31期中	第29期	第30期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (千円)	70,361,127	48,473,421	24,356,662	125,666,233	86,302,054
経常利益又は 経常損失() (千円)	3,132,927	3,035,630	106,926	3,747,172	4,690,296
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (千円)	43,004,511	3,329,744	670,108	33,825,577	2,643,094
純資産額 (千円)	114,504,507	8,003,470	10,068,537	4,859,022	9,279,147
総資産額 (千円)	116,136,038	64,918,933	53,892,881	73,351,776	59,595,826
1株当たり純資産額 (円)	1,890.80	325.57	304.66	364.06	314.12
1株当たり 中間(当期)純利益又は 中間純損失() (円)	710.05	32.26	5.32	477.67	23.84
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)		12.44	2.05	290.15	9.19
自己資本比率 (%)	98.6	12.3	18.7	6.6	15.6
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	13,268,397	2,424,224	3,402,007	18,105,951	1,158,464
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	699,539	287,697	859,552	15,195,182	3,244,844
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	10,882,137	4,824,134	2,828,133	30,579,111	4,895,862
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 (千円)	13,220,969	12,144,112	8,382,324	14,240,421	13,752,913
従業員数 (名)	3,043	2,745	2,807	2,788	2,771

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第29期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失が計上されているため、記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を表示しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第29期中	第30期中	第31期中	第29期	第30期
会計期間	自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日	自 平成16年 4月1日 至 平成16年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成15年 4月1日 至 平成16年 3月31日	自 平成16年 4月1日 至 平成17年 3月31日
売上高 (千円)	56,729,768	39,315,178	17,933,728	101,779,813	69,950,928
経常利益又は 経常損失() (千円)	2,801,637	2,583,414	26,881	3,455,269	4,361,150
中間(当期)純利益又は 中間純損失() (千円)	43,738,178	2,865,891	604,382	33,633,582	4,032,926
資本金 (千円)	218,267	21,368,999	6,680,698	21,368,999	21,368,999
発行済株式総数 (株)	60,640,455	232,135,957	232,135,957	232,135,957	232,135,957
純資産額 (千円)	116,928,404	5,656,314	7,568,744	2,845,924	6,858,507
総資産額 (千円)	110,888,391	62,698,150	51,564,646	67,842,349	57,198,746
1株当たり純資産額 (円)	1,930.82	349.34	329.98	384.45	338.64
1株当たり 中間(当期)純利益又は 中間純損失() (円)	722.16	27.56	4.66	474.89	37.92
潜在株式調整後 1株当たり中間 (当期)純利益 (円)		10.63	1.80	288.46	14.62
1株当たり中間 (年間)配当額 (円)					
自己資本比率 (%)	105.4	9.0	14.7	4.2	12.0
従業員数 (名)	565	362	364	397	357

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2 第29期中の潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、中間純損失が計上されているため、記載しておりません。

3 従業員数は就業人員数を表示しております。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営んでいる事業の内容について、重要な変更はありません。

また、主要な関係会社における異動もありません。

3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

なお、連結子会社であるダイア商事(株)及び日本住設機器(株)は平成15年12月に解散を決議いたしております。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(名)
不動産事業	364
管理事業	2,366
その他の事業	77
合計	2,807

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

従業員数(名)	364
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円滑に推移しております。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当中間連結会計期間におけるマンション業界は、依然として高水準の供給が続いており、販売競争は激しさを増しております。このような環境のなか当社グループは、(株)産業再生機構による支援から卒業し、「再生」から「飛躍」というステージにおいて、全役職員一丸となり分譲マンションの販売に注力してまいりました。しかしながら、マンションの売上計上時期は売買契約締結時ではなく、顧客への引渡時であるため、半期ごとの売上高は偏る傾向にあります。

当期はマンションの竣工が期末に集中しておりますので、当中間連結会計期間の売上高は24,356,662千円となり前年同期に比べ50%減少いたしました。減少の理由は、前年同期は大型物件の竣工があり、売上高に大きく寄与したためであります。また、経常利益は106,926千円(前年同期比96%減)、中間純利益は固定資産売却益等の特別利益を645,297千円計上したこと等により、670,108千円(前年同期比80%減)となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。

不動産事業

売上高は17,451,262千円(前年同期比55%減)であり、営業利益は341,583千円(前年同期比88%減)となりました。

a 発売実績

当中間連結会計期間における分譲マンションの新規発売高は35,253,978千円(前年同期比54%増)、供給戸数では871戸(前年同期比63%増)となりました。

なお、新規発売高には消費税等を含んでおります。

b 販売契約高実績

当中間連結会計期間における販売契約高実績は次のとおりであります。

区分	期中契約高 (千円)	前年同期比(%)	中間期末契約残高 (千円)	前年同期比(%)
分譲マンション	25,278,649	0.6	15,785,234	16.0
賃貸料収入	137,635	46.7		
その他の収入	3,304,608	214.0		
合計	28,720,892	8.7	15,785,234	16.0

(注) 1 「契約高」とは、売買契約を締結した物件の契約額を示し、「契約残高」とは、売買契約締結後未だ売上に計上していない物件の契約額を示しております。

2 消費税等は含まれておりません。

3 分譲マンションの期中契約高は総契約高であり、前連結会計年度までに契約した分譲マンションの解約等を控除しておりません。

c 売上高実績

当中間連結会計期間における売上高実績は次のとおりであります。

区分	売上高(千円)	前年同期比(%)
分譲マンション	14,009,019	62.6
賃貸料収入	137,635	46.7
その他の収入	3,304,608	214.0
合計	17,451,262	55.0

(注) 消費税等は含まれておりません。

管理事業

売上高は5,167,110千円(前年同期比1%減)であり、営業利益は4,947千円(前年同期比97%減)となりました。

その他の事業

売上高は1,738,289千円(前年同期比61%減)であり、営業利益は22,207千円(前年同期比76%減)となりました。

(注) 生産、受注及び販売の状況については、分譲マンションの売上高比率が高いため、業績等の概要に含めて記載しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローにつきましては、税金等調整前中間純利益607,110千円を計上いたしましたが、仕入債務の減少、前払費用の増加及びたな卸資産の増加等により、3,402,007千円となりました。(前年同期比5,826,231千円の減少)

投資活動によるキャッシュ・フローにつきましては、有形固定資産の売却等により、859,552千円となりました。(前年同期比571,854千円の増加)

財務活動によるキャッシュ・フローにつきましては、短期借入金の返済等により、2,828,133千円となりました。(前年同期比1,996,000千円の増加)

この結果、当中間連結会計期間末の現金及び現金同等物の残高は8,382,324千円となりました。(前連結会計年度比5,370,588千円の減少)

2 【対処すべき課題】

当社グループは、平成15年8月28日に(株)産業再生機構から支援決定を受けて以来、事業再生計画「新ダイア・リバイバル・プラン」に基づき、早期再生を推進してまいりました。

計画に基づいて、“事業の選択と集中”、“リストラクチャリング”を推し進めた結果、財務基盤及び収益体質は格段に改善されました。

当中間連結会計期間におきましては、(株)産業再生機構のご理解・ご承認を得るとともに、当社グループの事業再生計画の進捗をご評価いただいた金融機関の協力を得まして、総額4,300,000千円のシンジケートローンにより、(株)産業再生機構に対する債務を全額弁済し、同機構による支援を終了しております。今後は、確たる事業基盤の構築により一層注力してまいります。

また、当社グループは、経営環境の様々な変化に即応し、確たる事業基盤構築のため、モノづくりにこだわり真に良質な住宅を提供するマンションメーカーへのビジネスモデルの転換を進めてまいります。

日本の住宅事情はすでに、ストックが総世帯数を上回る成熟期を迎えております。しかしながら、量的には充足しているものの、質の面では今なお多くの問題を抱えております。一般に、マンションの寿命は30年～40年と言われており、地震などの災害に対して不安を持つケースは少なくありません。当社グループは、こうした現状をより良い方向へ導いていくことこそが使命と考え、100年後まで、安心して暮らしていただけるマンションの提供を開始しております。また、永く快適に住み続けるためには、適切な管理とメンテナンスが不可欠であり、そのため当社グループは、「つくる」「守る」「直す」ことを三位一体で提供する体制を構築しております。

3 【経営上の重要な契約等】

特記事項はありません。

4 【研究開発活動】

特記事項はありません。

第3 【設備の状況】

1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、譲渡した主要な賃貸用資産は次のとおりであります。

会社名	物件名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)		従業員数 (人)
				土地(面積㎡)		
提出会社	大久保一丁目 (東京都新宿区)	不動産事業	賃貸用駐車場用地	601,000 (1,003.04)		

2 【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却の計画は次のとおりであり、同計画に基づき、平成17年10月に売却しております。

会社名	物件名 (所在地)	事業の種類別 セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)			売却等による 減少能力	従業員数 (人)
				建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	合計		
提出会社	ダイヤビル札幌 (札幌市中央区)	不動産事業	自用事務所 及び 賃貸用ビル	400,465	416,232 (448.80)	816,697	賃貸料収入の 減少	26

(注) なお、売却後も賃借により事業を継続しております。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	会社が発行する株式の総数(株)
普通株式	650,669,000
A種優先株式	26,666,000
B種優先株式	53,332,000
C種優先株式	53,333,000
計	784,000,000

【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成17年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成17年12月16日)	上場証券取引所名又 は登録証券業協会名	内容
普通株式	98,804,957	98,804,957	東京証券取引所 (市場第二部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式
A種優先株式	26,666,000	26,666,000		議決権を有しない株式
B種優先株式	53,332,000	53,332,000		議決権を有しない株式
C種優先株式	53,333,000	53,333,000		議決権を有しない株式
計	232,135,957	232,135,957		

(注) 1 A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式については、(株)りそな銀行がデット・エクイティ・スワップ(債務の株式化)により、現物出資した際に発行したものであります。

2 A種優先株式、B種優先株式及びC種優先株式の主な内容は次のとおりであります。

(1) 第1回A種優先株式

1 第1回A種優先株式配当金

当社は、定款第34条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株式を有する株主(以下「第1回A種優先株主」という。)又は第1回A種優先株式の登録質権者(以下「第1回A種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1回A種優先株式1株当たり以下の定めに従い算出される利益配当金(以下「第1回A種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。但し、当該営業年度において下記2に定める第1回A種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1回A種優先中間配当金を控除した額とする。第1回A種優先株式配当金の額は、第1回A種優先株式の発行価額(300円)に、それぞれの営業年度毎に第1回A種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第1回A種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果、第33期営業年度までの各営業年度にかかる第1回A種優先株式配当金が6円を超える場合は、当該営業年度の第1回A種優先株式配当金は6円とし、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第1回A種優先株式配当金が9円を超える場合は、当該営業年度の第1回A種優先株式配当金は9円とする。

「第1回A種配当年率」とは、下記算式により計算される年率とする。

第1回A種配当年率 = 日本円TIBOR(以下に定義される。) + 0.5%

第1回A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR」とは、各営業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。但し、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))

として英国銀行協会(BB第1回A)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、上記の平均値の算出において用いるものとする。

ある営業年度において第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回A種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第1回A種未払配当金」という。)は翌営業年度以降に累積し、累積した第1回A種未払配当金(以下「第1回A種累積未払配当金」という。)については、第1回A種優先株式配当金に先立って、これを第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対して支払う。但し、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第1回A種未払配当金は、翌営業年度以降に累積しない。

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、第1回A種優先株式配当金を超えて利益配当を行わない。

2 第1回A種優先中間配当金

当社は、定款第35条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき第1回A種優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第1回A種優先中間配当金」という。)を支払う。

3 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回A種優先株式1株につき300円及び第1回A種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

第1回A種優先株主又は第1回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

第1回A種優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 普通株式への転換予約権

第1回A種優先株主は、下記の転換を請求し得べき期間中、下記に定める転換の条件で、第1回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成20年12月1日から平成33年11月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、106円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成21年12月1日から平成32年12月1日まで、毎年12月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

(a) 第1回A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により(但し()の場合を除く。)転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} - \text{自己株式数})}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割

のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \left(\frac{\text{調整前転換価額をもって転換により発行された株式数}}{\text{調整後転換価額}} \right)$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に上記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行もしくは処分される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。
- () 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下、同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額又は処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
 - () 上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額
 - () 上記(a)()の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (c) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の()ないし()のいずれかに該当する場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
 - () 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 上記()のほか、発行済普通株式数(但し、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。
 - () 上記(a)()に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
 - () 上記(a)()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (d) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- (e) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。
- (f) 上記()に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本() (a)又は(c)に定める転

換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。

- (g) 上記 に定める時価算定期間の間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (h) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (i) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額が調整前転換価額を下回り、その差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差引いた額とする。

上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記 の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記 の規定を準用して同様の調整を行う。

転換により発行すべき普通株式数

- (a) 第1回A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回A種優先株主が転換請求のために提出した第1回A種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (b) 転換の結果発行すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 強制転換条項

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回A種優先株式1株は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉転換基準日」という。)が経過した場合には、商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日をもって、300円及び第1回A種累積未払配当金相当額の合計額を、一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回る場合は、第1回A種優先株式1株は、300円及び第1回A種累積未払配当金相当額の合計額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取り扱う。

7 株式の併合又は分割、新株引受権、買受、消却

当社は、優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。当社は、優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。当社は、株主に配当すべき利益をもって普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。当社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

8 優先順位

優先株式相互間の優先株式配当金、優先中間配当金累積未払配当金の支払、並びに残余財産の分配の順位は同順位とする。

(2) 第2回A種優先株式

1 第2回A種優先株式配当金

当社は、定款第34条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株式を有する株主(以下「第2回A種優先株主」という。)又は第2回A種優先株式の登録質権者(以下「第2回A種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第2回A種優先株式1株当たり以下の定めに従い算出される利益配当金(以下「第2回A種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。但し、当該営業年度において下記2に定める第2回A種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2回A種優先中間配当金を控除した額とする。第2回A種優先株式配当金の額は、第2回A種優先株式の発行価額(300円)に、それぞれの営業年度毎に第2回A種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第2回A種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果、第33期営業年度までの各営業年度にかかる第2回A種優先株式配当金が6円を超える場合は、当該営業年度の第2回A種優先株式配当金は6円とし、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第2回A種優先株式配当金が9円を超える場合は、当該営業年度の第2回A種優先株式配当金は9円とする。

「第2回A種配当年率」とは、下記算式により計算される年率とする。

$$\text{第2回A種配当年率} = \text{日本円TIBOR(以下に定義される。)} + 0.5\%$$

第2回A種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR」とは、各営業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6か月物トーキー・インター・バン

ク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。但し、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日に於いて公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BB第1回A)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、上記の平均値の算出において用いるものとする。

ある営業年度において第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2回A種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第2回A種未払配当金」という。)は翌営業年度以降に累積し、累積した第2回A種未払配当金(以下「第2回A種累積未払配当金」という。)については、第2回A種優先株式配当金に先立って、これを第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対して支払う。但し、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第2回A種未払配当金は、翌営業年度以降に累積しない。

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対しては、第2回A種優先株式配当金を超えて利益配当を行わない。

2 第2回A種優先中間配当金

当社は、定款第35条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2回A種優先株式1株につき第2回A種優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第2回A種優先中間配当金」という。)を支払う。

3 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2回A種優先株式1株につき300円及び第2回A種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

第2回A種優先株主又は第2回A種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

第2回A種優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 普通株式への転換予約権

第2回A種優先株主は、下記の転換を請求し得べき期間中、下記に定める転換の条件で、第2回A種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成22年12月1日から平成36年11月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、106円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成23年12月1日から平成35年12月1日まで、毎年12月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

(a) 第2回A種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により(但し()の場合を除く。)転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}) - \text{自己株式数}}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

() 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。但

し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times (\text{当該期間内に発行された株式数})$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に上記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合
調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行もしくは処分される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。
- () 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下、同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合
調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。
 - () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額又は処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
 - () 上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
 - () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額
 - () 上記(a)()の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (c) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の()ないし()のいずれかに該当する場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
 - () 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 上記()のほか、発行済普通株式数(但し、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。
 - () 上記(a)()に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
 - () 上記(a)()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (d) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式に使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。

- (e) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。
- (f) 上記に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本(a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本の規定に従った転換価額の調整に加え、上記の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (g) 上記に定める時価算定期間の間に本(a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本の規定に従った転換価額の調整に加え、上記の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (h) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (i) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額が調整前転換価額を下回り、その差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差引いた額とする。

上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記の規定を準用して同様の調整を行う。

転換により発行すべき普通株式数

- (a) 第2回A種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回A種優先株主が転換請求のために提出した第2回A種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (b) 転換の結果発行すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 強制転換条項

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回A種優先株式1株は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉転換基準日」という。)が経過した場合には、商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日をもって、300円及び第2回A種累積未払配当金相当額の合計額を、一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回る場合は、第2回A種優先株式1株は、300円及び第2回A種累積未払配当金相当額の合計額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取り扱う。

7 株式の併合又は分割、新株引受権、買受、消却

当会社は、優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。当会社は、優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。当会社は、株主に配当すべき利益をもって普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。当会社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

8 優先順位

優先株式相互間の優先株式配当金、優先中間配当金累積未払配当金の支払、並びに残余財産の分配の順位は同順位とする。

(3) 第1回B種優先株式

1 第1回B種優先株式配当金

当会社は、定款第34条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株式を有する株主(以下「第1回B種優先株主」という。)又は第1回B種優先株式の登録質権者(以下「第1回B種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1回B種優先株式1株当たり以下の定めに従い算出される利益配当金(以下「第1回B種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。但し、当該営業年度において下記2に定める第1回B種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1回B種優先中間配当金を控除した額とする。第1回B種優先株式配当金の額は、第1回B種優先株式の発行価額(300円)に、それぞれの営業年度毎に第1回B種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第1回B種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果、第33期営業年度までの各営業年度にかかる第1回B種優先株式配当金が6円を超える場合は、当該営業年度の第1回B種優先株式配当金は6円とし、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第1回B種優先株式配当金が15円を超える場合は、当該営業年度の第1回B種優先株式配当金は15円とする。

「第1回B種配当年率」とは、下記算式により計算される年率とする。

第1回B種配当年率 = 日本円TIBOR(以下に定義される。) + 0.5%

第1回B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR」とは、各営業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。但し、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BB第1回A)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、上記の平均値の算出において用いるものとする。

ある営業年度において第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回B種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第1回B種未払配当金」という。)は翌営業年度以降に累積し、累積した第1回B種未払配当金(以下「第1回B種累積未払配当金」という。)については、第1回B種優先株式配当金に先立って、これを第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録質権者に対して支払う。但し、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第1回B種未払配当金は、翌営業年度以降に累積しない。

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録質権者に対しては、第1回B種優先株式配当金を超えて利益配当を行わない。

2 第1回B種優先中間配当金

当社は、定款第35条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回B種優先株式1株につき第1回B種優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第1回B種優先中間配当金」という。)を支払う。

3 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回B種優先株式1株につき300円及び第1回B種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

第1回B種優先株主又は第1回B種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

第1回B種優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 普通株式への転換予約権

第1回B種優先株主は、下記の転換を請求し得べき期間中、下記に定める転換の条件で、第1回B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成24年12月1日から平成39年11月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、106円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成25年12月1日から平成38年12月1日まで、毎年12月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

(a) 第1回B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により(但し()の場合を除く。)転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

() 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」と

それぞれ読み替える。

- () 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times (\text{当該期間内に発行された株式数})$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に上記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合
調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行もしくは処分される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当会社が保有する、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。
- () 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下、同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合
調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

- () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額又は処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
- () 上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額
- () 上記(a)()の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (c) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の()ないし()のいずれかに該当する場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 上記()のほか、発行済普通株式数(但し、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用すべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。
- () 上記(a)()に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
- () 上記(a)()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。

- (d) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式で使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- (e) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。
- (f) 上記 に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (g) 上記 に定める時価算定期間の間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (h) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (i) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額が調整前転換価額を下回り、その差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差引いた額とする。

上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記 の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記 の規定を準用して同様の調整を行う。

転換により発行すべき普通株式数

- (a) 第1回B種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回B種優先株主が転換請求のために提出した第1回B種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (b) 転換の結果発行すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 強制転換条項

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回B種優先株式1株は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉転換基準日」という。)が経過した場合には、商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日をもって、300円及び第1回B種累積未払配当金相当額の合計額を、一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回る場合は、第1回B種優先株式1株は、300円及び第1回B種累積未払配当金相当額の合計額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取り扱う。

7 株式の併合又は分割、新株引受権、買受、消却

当社は、優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。当社は、優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。当社は、株主に配当すべき利益をもって普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。当社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

8 優先順位

優先株式相互間の優先株式配当金、優先中間配当金累積未払配当金の支払、並びに残余財産の分配の順位は同順位とする。

(4) 第2回B種優先株式

1 第2回B種優先株式配当金

当社は、定款第34条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回B種優先株式を有する株主(以下「第2回B種優先株主」という。)又は第2回B種優先株式の登録質権者(以下「第2回B種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第2回B種優先株式1株当たり以下の定めに従い算出される利益配当金(以下「第2回B種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。但し、当該営業年度において下記2に定める第2回B種優先中間配当金を支払ったときは、当該第2回B種優先中間配当金を控除した額とする。第2回B

種優先株式配当金の額は、第2回B種優先株式の発行価額(300円)に、それぞれの営業年度毎に第2回B種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第2回B種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果、第33期営業年度までの各営業年度にかかる第2回B種優先株式配当金が6円を超える場合は、当該営業年度の第2回B種優先株式配当金は6円とし、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第2回B種優先株式配当金が15円を超える場合は、当該営業年度の第2回B種優先株式配当金は15円とする。

「第2回B種配当年率」とは、下記算式により計算される年率とする。

第2回B種配当年率 = 日本円TIBOR(以下に定義される。) + 0.7%

第2回B種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR」とは、各営業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。但し、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オファード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オファード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BB第1回A)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、上記の平均値の算出において用いるものとする。

ある営業年度において第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第2回B種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第2回B種未払配当金」という。)は翌営業年度以降に累積し、累積した第2回B種未払配当金(以下「第2回B種累積未払配当金」という。)については、第2回B種優先株式配当金に先立って、これを第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対して支払う。但し、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第2回B種未払配当金は、翌営業年度以降に累積しない。

第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対しては、第2回B種優先株式配当金を超えて利益配当を行わない。

2 第2回B種優先中間配当金

当社は、定款第35条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2回B種優先株式1株につき第2回B種優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第2回B種優先中間配当金」という。)を支払う。

3 残余財産の分配

当社は、残余財産の分配をするときは、第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第2回B種優先株式1株につき300円及び第2回B種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

第2回B種優先株主又は第2回B種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

第2回B種優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 普通株式への転換予約権

第2回B種優先株主は、下記の転換を請求し得べき期間中、下記に定める転換の条件で、第2回B種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成25年12月1日から平成42年11月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、106円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成26年12月1日から平成41年12月1日まで、毎年12月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

(a) 第2回B種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式(以下「転換価額調整式」という。)により(但し()の場合を除く。)転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}}}{\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

- () 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times \left(\text{当該期間内に発行された株式数} \right)$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に上記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合
調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行もしくは処分される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。
- () 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下、同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合
調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

- () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額又は処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)
- () 上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円
- () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額
- () 上記(a)()の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額
- (c) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の()ないし()のいずれかに該当する場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 上記()のほか、発行済普通株式数(但し、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。

- () 転換価額の調整事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用するべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。
 - () 上記(a)()に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
 - () 上記(a)()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (d) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式に使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- (e) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。
- (f) 上記 に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (g) 上記 に定める時価算定期間の間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (h) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (i) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額が調整前転換価額を下回り、その差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差引いた額とする。

上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記 の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記 の規定を準用して同様の調整を行う。

転換により発行すべき普通株式数

- (a) 第2回B種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第2回B種優先株主が転換請求のために提出した第2回B種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (b) 転換の結果発行すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 強制転換条項

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第2回B種優先株式1株は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉転換基準日」という。)が経過した場合には、商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日をもって、300円及び第2回B種累積未払配当金相当額の合計額を、一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回る場合は、第2回B種優先株式1株は、300円及び第2回B種累積未払配当金相当額の合計額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取り扱う。

7 株式の併合又は分割、新株引受権、買受、消却

当社は、優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。当社は、優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。当社は、株主に配当すべき利益をもって普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。当社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

8 優先順位

優先株式相互間の優先株式配当金、優先中間配当金累積未払配当金の支払、並びに残余財産の分配の順位は同順位とする。

(5) 第1回C種優先株式

1 第1回C種優先株式配当金

当社は、定款第34条に定める利益配当を行うときは、各決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株式を有する株主(以下「第1回C種優先株主」という。)又は第1回C種優先株式の登録質権者(以下「第

1 回C種優先登録質権者」という。)に対し、各決算期の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された当会社普通株式(以下「普通株式」という。)を有する株主(以下「普通株主」という。)又は普通株式の登録質権者(以下「普通登録質権者」という。)に先立ち、第1回C種優先株式1株当たり以下の定めに従い算出される利益配当金(以下「第1回C種優先株式配当金」という。)を支払うものとする。但し、当該営業年度において下記2に定める第1回C種優先中間配当金を支払ったときは、当該第1回C種優先中間配当金を控除した額とする。第1回C種優先株式配当金の額は、第1回C種優先株式の発行価額(300円)に、それぞれの営業年度毎に第1回C種配当年率(以下に定義される。)を乗じて算出した額とする。第1回C種優先株式配当金は、円位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。但し、計算の結果、第33期営業年度までの各営業年度にかかる第1回C種優先株式配当金が6円を超える場合は、当該営業年度の第1回C種優先株式配当金は6円とし、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第1回C種優先株式配当金が21円を超える場合は、当該営業年度の第1回C種優先株式配当金は21円とする。

「第1回C種配当年率」とは、下記算式により計算される年率とする。

第1回C種配当年率 = 日本円TIBOR(以下に定義される。) + 0.7%

第1回C種配当年率は、%位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。

「日本円TIBOR」とは、各営業年度の初日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)及びその直後の10月1日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)の、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)として全国銀行協会によって公表される数値の平均値とする。但し、午前11時における日本円6か月物トーキョー・インター・バンク・オフアード・レート(日本円TIBOR)が上記いずれかの日において公表されない場合は、同日(当日が銀行休業日の場合は直前の銀行営業日)ロンドン時間午前11時におけるユーロ円6か月物ロンドン・インター・バンク・オフアード・レート(ユーロ円LIBOR 6か月物(360日ベース))として英国銀行協会(BB第1回A)によって公表される数値又はこれに準ずるものと認められるものを、上記の平均値の算出において用いるものとする。

ある営業年度において第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対して支払う利益配当金の額が第1回C種優先株式配当金の額に達しないときは、その不足額(以下「第1回C種未払配当金」という。)は翌営業年度以降に累積し、累積した第1回C種未払配当金(以下「第1回C種累積未払配当金」という。)については、第1回C種優先株式配当金に先立って、これを第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対して支払う。但し、第34期営業年度以降の各営業年度にかかる第1回C種未払配当金は、翌営業年度以降に累積しない。

第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対しては、第1回C種優先株式配当金を超えて利益配当を行わない。

2 第1回C種優先中間配当金

当会社は、定款第35条に定める中間配当を行うときは、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対し、毎年9月30日の最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回C種優先株式1株につき第1回C種優先株式配当金の2分の1に相当する額の金銭(以下「第1回C種優先中間配当金」という。)を支払う。

3 残余財産の分配

当会社は、残余財産の分配をするときは、第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対し、普通株主又は普通登録質権者に先立ち、第1回C種優先株式1株につき300円及び第1回C種累積未払配当金相当額の合計額を支払う。

第1回C種優先株主又は第1回C種優先登録質権者に対しては、上記のほか、残余財産の分配は行わない。

4 議決権

第1回C種優先株主は、法令に別段の定めある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

5 普通株式への転換予約権

第1回C種優先株主は、下記の転換を請求し得べき期間中、下記に定める転換の条件で、第1回C種優先株式の普通株式への転換を請求することができる。

転換を請求し得べき期間

平成27年12月1日から平成45年11月30日までとする。

当初転換価額

当初転換価額は、106円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成28年12月1日から平成44年12月1日まで、毎年12月1日(以下、それぞれ「転換価額修正日」という。)に、各転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日(以下、それぞれ「時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「修正後転換価額」という。)に修正される。但し、上記計算の結果、修正後転換価額が当初転換価額の50%に相当する金額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)(以下「下限転換価額」という。)を下回る場合には下限転換価額をもって、修正後転換価額が当初転換価額の200%に相当する金額(以下「上限転換価額」という。)を上回る場合には上限転換価額をもって修正後転換価額とする。

転換価額の調整

(a) 第1回C種優先株式発行後、以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下に定める算式(以下「転換価

額調整式」という。)により(但し()の場合を除く。)転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{(\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{1 \text{株当たりの時価}} - \text{自己株式数})}{(\text{既発行普通株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新規発行普通株式数}}$$

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式(以下「自己株式」という。)を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)

調整後転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。なお、自己株式処分の場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分自己株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」、「自己株式数」は「処分前自己株式数」とそれぞれ読み替える。

- () 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降、株式分割のための株主割当日がない場合は、当社の取締役会において株式分割の効力発生日と定めた日の翌日以降、これを適用する。なお、この場合、転換価額調整式における「(既発行普通株式数 - 自己株式数)」は「既発行普通株式数」と読み替える。但し、配当可能利益から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。なお、上記但書の場合において、株式分割のための株主割当日の翌日から当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日までに転換を請求した者に対しては、次の算出方法により、当社の普通株式を発行する。

$$\text{株式数} = \frac{\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}}{\text{調整後転換価額}} \times (\text{当該期間内に発行された株式数})$$

この場合に1株未満の端数を生じたときは、その端数に上記の調整後転換価額を乗じて得た金額を支払う。

- () 転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合
調整後転換価額は、かかる株式の払込期日に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式すべてが転換されたものとみなし、その払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。但し、当該発行又は処分される株式の転換価額がその払込期日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、転換価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行もしくは処分される株式の全てが転換されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する、転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を処分する場合には、転換価額調整式における「新規発行普通株式数」は「処分株式数」、「1株当たりの払込金額」は「1株当たりの処分価額」とそれぞれ読み替える。

- () 新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、同じ。)の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額(商法第341条ノ15第4項又は第280条ノ20第4項に規定される。以下、同じ。)が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合

調整後転換価額は、かかる新株予約権の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権すべてが行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又は株主割当日の翌日以降これを適用する。但し、当該新株予約権の行使に際して払込をなすべき1株当たりの価額がその発行日又は株主割当日において確定しない場合、調整後転換価額は、新株予約権の行使価額が決定される日(以下、本()において「価額決定日」という。)に、発行されるすべての新株予約権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- () 普通株式の株式併合を行うときは、株式併合の効力発生の時をもって次の算式により、転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$$

- (b) 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、それぞれ以下のとおりとする。

- () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額又は処分価額をもって普通株式を発行又は当社が保有する普通株式を処分する場合(株式の分割、転換予約権付株式の転換又は新株予約権の行使による場合を除く。)には、当該払込金額又は処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)

- () 上記(a)()の株式の分割により普通株式を発行する場合は0円

- () 上記(a)()の転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換される株式を発行又は処分する場合には、当該転換価額

- () 上記(a)()の新株予約権の行使により発行される普通株式の1株当たりの発行価額が転換価額調整式に使用する時価を下回ることとなる新株予約権を発行する場合には、当該1株当たりの発行価額

- (c) 上記(a)に掲げた事由によるほか、次の()ないし()のいずれかに該当する場合には、取締役会が適当と判断する転換価額に調整される。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、又は資本の減少のために転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 上記()のほか、発行済普通株式数(但し、自己株式数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
 - () 転換価額の調整事由が2つ以上相相して発生し、一方の事由に基づく調整後転換価額の算出に関して使用するべき時価が、他方の事由によって影響されているとみなされるとき。
 - () 上記(a)()に定める株式の転換可能期間が終了したとき。但し、当該株式すべてが転換された場合を除く。
 - () 上記(a)()に定める新株予約権の行使期間が終了したとき。但し、当該新株予約権すべてにつき行使請求が行われた場合を除く。
- (d) 転換価額調整式に使用する1株当たりの時価とは、調整後転換価額を適用する日(但し、上記(a)()但書の場合には株主割当日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(a)で定める転換価額の調整事由が生じた場合には、転換価額調整式に使用する時価(当該平均値)は、取締役会が適当と判断する価額に調整される。
- (e) 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とする。また、転換価額調整式に使用する既発行普通株式数は、株主割当日がある場合はその日、また、株主割当日がない場合は調整後転換価額を適用する日の1か月前の日における発行済普通株式数とする。
- (f) 上記 に定める時価算定期間の末日の翌日以降当該転換価額修正日の前日までの間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を調整前転換価額として調整後転換価額を算出し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (g) 上記 に定める時価算定期間の間に本 (a)又は(c)に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、本 の規定に従った転換価額の調整に加え、上記 の規定に基づき修正された修正後転換価額を取締役会が適当と判断する価額に調整し、当該転換価額修正日以降これを適用する。
- (h) 転換価額の調整のために計算を行う場合には、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- (i) 転換価額の調整に際し計算を行った結果、調整後転換価額が調整前転換価額を下回り、その差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整はこれを行わない。但し、その後転換価額の調整を必要とする事由が発生し、転換価額を算出する場合には、調整前転換価額はこの差額を差引いた額とする。

上限転換価額及び下限転換価額の調整

上記 の規定により転換価額の調整を行う場合には、上限転換価額及び下限転換価額についても、「転換価額」を「上限転換価額」又は「下限転換価額」に置き換えた上で上記 の規定を準用して同様の調整を行う。

転換により発行すべき普通株式数

- (a) 第1回C種優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{第1回C種優先株主が転換請求のために提出した第1回C種優先株式の発行価額の総額}}{\text{転換価額}}$$

- (b) 転換の結果発行すべき株式数に1株未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てる。

6 強制転換条項

転換を請求し得べき期間中に転換請求のなかった第1回C種優先株式1株は、同期間の末日の翌日(以下本項において「一斉転換基準日」という。)が経過した場合には、商法第222条ノ9の規定による転換の効力発生日をもって、300円及び第1回C種累積未払配当金相当額の合計額を、一斉転換基準日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。但し、平均値の計算は円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。この場合、当該平均値が、下限転換価額を下回る場合は、第1回C種優先株式1株は、300円及び第1回C種累積未払配当金相当額の合計額を当該下限転換価額で除して得られる数の普通株式となる。上記の普通株式の数の算出に当たって、1株に満たない端数が生じたときは、商法第220条に定める方法によりこれを取り扱う。

7 株式の併合又は分割、新株引受権、買受、消却

当社は、優先株式について、株式の併合又は分割を行わない。当社は、優先株主に対しては、新株の引受権又は新株予約権もしくは新株予約権付社債の引受権を与えない。当社は、株主に配当すべき利益をもって普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の買受けを行うことができる。当社は、取締役会の決議をもって、その有する普通株式、A種優先株式、B種優先株式又はC種優先株式のいずれか一つのみ、二つのみ、三つのみ又は全部の種類につきその全部又は一部の消却を行うことができる。

8 優先順位

優先株式相互間の優先株式配当金、優先中間配当金累積未払配当金の支払、並びに残余財産の分配の順位は同順位

とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権付社債

第3回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成16年1月14日発行)		
	中間会計期間末現在 (平成17年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成17年11月30日)
新株予約権の数(個)	12	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	24,000,000(注1)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	50(注2)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年1月14日～ 平成46年3月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 50 資本組入額 25	同左
新株予約権の行使の条件	当社が本社債につき期限の利益を喪失した場合には、以後新株予約権を行使することができないものとする。また、各本新株予約権の一部行使はできないものとする。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	特になし	同左
新株予約権付社債の残高(千円)	1,200,000	同左

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は2,000,000株であります。

2 調整条項

転換価額の調整

下記 の()ないし()に掲げる事由により当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)に変更を生ずる場合または変更を生ずる可能性がある場合は、転換価額を次に定める算式(以下「転換価額調整式」という)をもって調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新発行株式数} \times 1 \text{株当りの払込金額}}{\text{時 価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

- () 転換価額調整式の計算については円単位未満小数第1位まで算出し、小数第1位を四捨五入する。
- () 転換価額の調整が行われる場合には、当社は、関連事項決定後直ちに、本新株予約権付社債権者に対して、その旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及びその他の必要事項を通知しなければならない。
転換価額調整式により転換価額の調整を行う場合及び調整後の転換価額の適用時期は次の各号に定めるところによる。
- () 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る金額をもって当社の普通株式を発行または商法第211条に基づき当社が有する当社の普通株式を処分する場合
調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、また、株主割当日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。
- () 株式の分割により普通株式を発行する場合
調整後の転換価額は、株式分割のための株主割当日の翌日以降これを適用する。
- () 転換価額調整式に使用する調整前転換価額を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行が行われる場合
調整後の転換価額はその証券の発行日に、また、株主割当日がある場合はその日に、発行される証券の全ての新株予約権の行使がなされたものとみなし、その発行日の翌日以降または割当日の翌日以降これを適用する。
上記に掲げた事由によるほか、次の各号に該当する場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して、あらかじめ書面によりその旨ならびにその事由、調整後の転換価額、適用の日及び必要な事項を通知したうえその承諾を得て、転換価額の調整を適切に行うものとする。
- () 合併、株式交換、株式移転、会社の分割、資本の減少、または株式の併合のために転換価額の調整を必要とするとき。
- () 前号のほか、当社の発行済普通株式数(ただし、普通株式に係る自己株式数を除く。)の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生によって転換価額の調整を必要とするとき。
- () 上記 ()に定める証券の新株予約権の行使請求期間が終了したとき。ただし、その証券の全ての新株予約権の行使請求が行われた場合を除く。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)

平成17年6月29日 (注1)		232,135,957		21,368,999	21,796,836	
平成17年8月2日 (注2)		232,135,957	14,688,301	6,680,698		

- (注) 1 平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、資本準備金を全額取り崩し、欠損の一部にてん補いたしました。
2 平成17年6月29日開催の定時株主総会の決議に基づき、平成17年8月2日に資本金を14,688,301千円減少させ、欠損の一部にてん補いたしました。

(4) 【大株主の状況】

普通株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社レオパレス21	東京都中野区本町2-54-11	36,000	36.44
日本証券金融株式会社	東京都中央区日本橋茅場町1-2-10	4,844	4.90
サーベラス コマカタ エルディシー	C/O CALEDONIAN BANK&TRUST LIMITED, CALEDONIAN HOUSE, JENNETT STREET, GEORGE TOWN, GRAND CAYMAN, CAYMAN ISLANDS, B.W.I	3,463	3.50
イー・トレード証券株式会社	東京都港区六本木1-6-1	1,480	1.50
東海東京証券株式会社	東京都中央区京橋1-7-1新八重洲ビル	1,120	1.13
マネックスビーンズ証券株式会 社	東京都千代田区丸の内1-11-1	1,102	1.12
松井証券株式会社(業務口)	東京都千代田区麹町1-4	1,076	1.09
青木あすなろ建設株式会社	東京都港区芝2-14-5	1,054	1.07
バンク オブ ニューヨーク ジーシーエム クライアント アカウント イー アイエスジー (常任代理人 株式会社東京三 菱銀行)	PETERBOROUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB, UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2-7-1 カストディ業務部)	997	1.01
三平建設株式会社	東京都台東区元浅草1-1-1	973	0.98
計		52,111	52.74

- (注) 1 所有株式数はそれぞれ千株未満を切捨ててあります。
2 上記のほか、証券保管振替機構名義の株式が2,371千株あります。

A種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	26,666	100.00
計		26,666	100.00

B種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	53,332	100.00
計		53,332	100.00

C種優先株式

平成17年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社りそな銀行	大阪府大阪市中央区備後町2-2-1	53,333	100.00
計		53,333	100.00

(5) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成17年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	133,331,000		議決権を有しない優先株式
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 86,500		権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 98,653,400	986,534	同上
単元未満株式	普通株式 65,057		同上
発行済株式総数	232,135,957		
総株主の議決権		986,534	

(注) 1 上記「完全議決権株式(その他)」の中には、証券保管振替機構名義の株式が2,371,400株(議決権23,714個)含まれております。

2 「単元未満株式」には、当社所有の自己株式が69株含まれております。

【自己株式等】

平成17年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) ダイア建設株式会社	東京都新宿区新宿 6 28 7	86,500		86,500	0.04
計		86,500		86,500	0.04

(注) 株主名簿上は、当社名義となっておりますが、実質的に所有していない株式が16,000株(議決権160個)あります。
なお、当該株式は上記「発行済株式」の「完全議決権株式(その他)」の中に含まれております。

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成17年4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	150	258	234	180	205	204
最低(円)	124	147	167	166	147	171

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第二部におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
取締役執行役員 (顧客管理部・経営管理部担当)	取締役執行役員 (財務部・顧客管理部・経営管理部担当)	伊藤 博	平成17年7月1日

第5 【経理の状況】

1 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間連結財務諸表規則を適用しております。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

ただし、前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成16年1月30日 内閣府令第5号)附則第3項のただし書きにより、改正前の中間財務諸表等規則を適用しております。

2 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)及び当中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人により中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)		
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
流動資産								
現金及び預金	1	12,390,256		8,525,324		13,975,913		
受取手形及び売掛金	1	2,283,360		3,237,825		4,337,455		
販売用不動産	1 5	15,722,315		4,862,752		6,726,114		
開発事業支出金	1	19,869,957		26,306,087		23,956,527		
その他の流動資産		1,652,055		2,567,213		1,727,117		
貸倒引当金		90,921		52,448		86,588		
流動資産合計		51,827,024	79.8	45,446,755	84.3	50,636,539	85.0	
固定資産								
有形固定資産								
建物及び構築物	1 5	5,824,603		3,680,195		3,710,708		
減価償却累計額		4,248,793	1,575,809	2,727,535	952,660	2,757,338	953,369	
土地	1 5		5,248,681		2,584,811		3,185,721	
その他の 有形固定資産		1,503,456		1,017,835		1,020,676		
減価償却累計額		1,149,525	353,930	663,596	354,239	661,686	358,989	
有形固定資産計			7,178,422		3,891,711		4,498,081	
無形固定資産			500,398		500,421		497,765	
投資その他の資産								
投資有価証券	1		857,865		1,124,966		923,202	
長期貸付金			1,621,270		1,481,713		1,412,316	
破産更生債権等			12,168,860		8,777,094		9,028,376	
その他の投資 その他の資産			3,136,104		2,872,680		3,030,007	
貸倒引当金			12,371,011		10,202,461		10,430,461	
投資その他の 資産計			5,413,088		4,053,993		3,963,440	
固定資産合計			13,091,909	20.2	8,446,126	15.7	8,959,287	15.0
資産合計			64,918,933	100.0	53,892,881	100.0	59,595,826	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)		前連結会計年度 要約連結貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形及び買掛金		13,602,245		5,823,672		8,765,279	
短期借入金	2	27,444,207		21,964,600		27,623,000	
賞与引当金		249,010		244,021		321,381	
事業再生損失引当金		2,011,893		797,210		996,906	
その他の流動負債		4,082,439		2,748,756		3,278,239	
流動負債合計		47,389,797	73.0	31,578,260	58.6	40,984,807	68.8
固定負債							
社債		1,200,000		1,200,000		1,200,000	
長期借入金	2	6,688,851		9,269,000		6,438,651	
退職給付引当金		535,818		706,849		684,412	
役員退職引当金		23,005		39,525		30,627	
その他の固定負債		1,021,186		971,388		920,661	
固定負債合計		9,468,861	14.6	12,186,762	22.6	9,274,352	15.5
負債合計		56,858,658	87.6	43,765,023	81.2	50,259,160	84.3
(少数株主持分)							
少数株主持分		56,804	0.1	59,321	0.1	57,518	0.1
(資本の部)							
資本金		21,368,999	32.9	6,680,698	12.4	21,368,999	35.9
資本剰余金		21,796,836	33.5			21,796,836	36.6
利益剰余金		33,389,961	51.4	3,078,634	5.7	34,076,611	57.2
その他有価証券 評価差額金		166,977	0.3	322,360	0.6	202,997	0.3
為替換算調整勘定		1,926,627	3.0				
自己株式		12,754	0.0	13,155	0.0	13,073	0.0
資本合計		8,003,470	12.3	10,068,537	18.7	9,279,147	15.6
負債、少数株主 持分及び資本合計		64,918,933	100.0	53,892,881	100.0	59,595,826	100.0

【中間連結剰余金計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)		前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)	
		金額(千円)		金額(千円)		金額(千円)	
(資本剰余金の部)							
資本剰余金期首残高			21,796,836		21,796,836		21,796,836
資本剰余金減少高							
資本準備金取崩高				21,796,836	21,796,836		
資本剰余金 中間期末(期末)残高			21,796,836				21,796,836
(利益剰余金の部)							
利益剰余金期首残高			36,719,705		34,076,611		36,719,705
利益剰余金増加高							
資本準備金取崩による 利益剰余金増加高				21,796,836			
資本減少による 利益剰余金増加高				14,688,301			
中間(当期)純利益		3,329,744	3,329,744	670,108	37,155,246	2,643,094	2,643,094
利益剰余金 中間期末(期末)残高			33,389,961		3,078,634		34,076,611

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
		(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
営業活動による キャッシュ・フロー				
税金等調整前中間(当期) 純利益		3,474,147	607,110	2,838,068
減価償却費		146,533	128,876	274,923
貸倒引当金の減少額		170,390	262,139	1,829,287
賞与引当金の増加額 (又は減少額())		22,057	77,360	94,428
退職給付引当金の増加額 (又は減少額())		3,566	22,437	145,027
役員退職引当金の増加額		4,928	8,898	12,550
受取利息及び受取配当金 為替差益		147,891	13,541	151,199
支払利息 為替差損		143,853		
固定資産売却益		390,128	424,089	779,065
投資有価証券売却益		292,188	11	2,998
事業再生損失		99	391,006	629,735
固定資産売却却損		5,592	144,264	58,056
販売用不動産評価損		108,798	716	155,049
会員権評価損		2,100		900
子会社の清算に伴う為替 換算調整勘定取崩損				1,839,798
売上債権の減少額 (又は増加額())		2,151,736	1,663,737	5,134,541
たな卸資産の減少額 (又は増加額())		1,533,370	632,823	4,438,108
前払費用の減少額 (又は増加額())		1,035,716	666,925	1,039,459
敷金保証金の減少額		103,630	93,303	103,079
仕入債務の減少額		752,134	2,941,607	5,589,101
預り金の減少額		328,519	285,637	
その他の増加額 (又は減少額())		74,094	579,221	2,038,082
小計		2,762,526	2,756,819	1,877,230
利息及び配当金の受取額		147,877	13,532	151,203
利息の支払額		459,638	426,274	828,444
法人税等の支払額		26,541	232,445	41,524
営業活動による キャッシュ・フロー		2,424,224	3,402,007	1,158,464

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		金額(千円)	金額(千円)	金額(千円)
投資活動による キャッシュ・フロー				
有形固定資産の 取得による支出		79,857	56,314	170,085
有形固定資産の 売却による収入		572,024	993,395	3,463,855
無形固定資産の 取得による支出		69,192	71,830	140,129
無形固定資産の 売却による収入		24,287		26,380
投資有価証券の 取得による支出		4,903		9,503
投資有価証券の 売却による収入		100		100
貸付けによる支出		222,392	102,907	2,594
貸付金の回収による収入		14,390	14,042	33,207
その他の投資その他の 資産の取得による支出		50,000	1,217	54,137
その他の投資その他の 資産の売却による収入		95,250	4,382	66,619
定期預金の 預入れによる支出		1,009		174,009
定期預金の 払戻しによる収入		9,000	80,000	205,143
投資活動による キャッシュ・フロー		287,697	859,552	3,244,844
財務活動による キャッシュ・フロー				
短期借入れによる収入		9,383,000	5,481,000	24,297,000
短期借入金の 返済による支出		11,018,232	14,282,900	25,666,439
長期借入れによる収入		240,000	10,237,000	2,565,000
長期借入金の 返済による支出		3,428,773	4,263,151	6,090,974
その他の支出		128	82	448
財務活動による キャッシュ・フロー		4,824,134	2,828,133	4,895,862
現金及び現金同等物に 係る換算差額		15,903		5,044
現金及び現金同等物の 減少額		2,096,309	5,370,588	487,508
現金及び現金同等物の 期首残高		14,240,421	13,752,913	14,240,421
現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高		12,144,112	8,382,324	13,752,913

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>子会社9社はすべて連結の範囲に含めております。</p> <p>連結子会社名 ダイア管理(株) (株)ディ・エス・エス ダイアリビングサービス(株) (旧ダイア・ドリーム・テック(株)) ダイアリビングサービス(株) ダイア商事(株) 日本住設機器(株) ダイアパシフィックコーポレーション ダイアパシフィックディベロップメントコーポレーション (株)ディ・アイ・イー・ファイナンス ダイアリビングサービス(株)(消滅会社)とダイア・ドリーム・テック(株)(存続会社)は平成16年4月30日付で合併し、存続会社であるダイア・ドリーム・テック(株)は同日付にてダイアリビングサービス(株)に商号を変更しております。</p> <p>このため、消滅会社であるダイアリビングサービス(株)は損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のみ連結しております。</p> <p>(株)ディ・アイ・イー・ファイナンスは平成16年6月30日付で清算が終了したため、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のみ連結しております。</p> <p>(株)ホテルディアモント、ランド・スペース・コンサルティング(株)及び(株)ディアモントメンバーズクラブは前連結会計年度に解散したため、当中間連結会計期間より連結の範囲から除外しております。</p>	<p>子会社5社はすべて連結の範囲に含めております。</p> <p>連結子会社名 ダイア管理(株) (株)ディ・エス・エス ダイアリビングサービス(株) ダイア商事(株) 日本住設機器(株)</p>	<p>子会社5社はすべて連結の範囲に含めております。</p> <p>連結子会社名 ダイア管理(株) (株)ディ・エス・エス ダイアリビングサービス(株) ダイア商事(株) 日本住設機器(株) ダイアリビングサービス(株)(消滅会社)とダイア・ドリーム・テック(株)(存続会社)は平成16年4月30日付で合併し、存続会社であるダイア・ドリーム・テック(株)は同日付にてダイアリビングサービス(株)に商号を変更しております。</p> <p>このため、消滅会社であるダイアリビングサービス(株)は損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のみ連結しております。</p> <p>(株)ディ・アイ・イー・ファイナンスは平成16年6月30日付で、ダイアパシフィックコーポレーション及びダイアパシフィックディベロップメントコーポレーションは平成16年11月15日付で清算が終了したため、損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書のみ連結しております。</p> <p>(株)ホテルディアモント、ランド・スペース・コンサルティング(株)及び(株)ディアモントメンバーズクラブは前連結会計年度に清算が終了したため、当連結会計年度より連結の範囲から除外しております。</p>
2 持分法の適用に関する事項	該当事項はありません。	同左	同左
3 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項	すべての連結子会社の中間決算日は中間連結決算日と同一であります。	同左	すべての連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>たな卸資産 (イ)販売用不動産 個別法による原価法 (ロ)開発事業支出金 個別法による原価法</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 同左</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 (イ)販売用不動産 同左 (ロ)開発事業支出金 同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>時価のないもの 同左</p> <p>たな卸資産 (イ)販売用不動産 同左 (ロ)開発事業支出金 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 提出会社及び国内連結子会社は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。 在外連結子会社は、定額法を採用しております。 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるために、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるために、支給見込額のうち、当中間連結会計期間の負担額を計上しております。 事業再生損失引当金 事業再生計画に基づく事業及び企業の再編を推進するために、当中間連結会計期間末において、今後、損失が発生すると見込まれる額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるために、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異(607,546千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年～7年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年～7年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物及び構築物 8～50年 また、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法によっております。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 同左</p> <p>事業再生損失引当金 同左</p> <p>退職給付引当金 同左</p>	<p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法 有形固定資産 提出会社及び国内連結子会社は、定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法によっております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>無形固定資産 同左</p> <p>(3) 重要な引当金の計上基準 貸倒引当金 同左</p> <p>賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるために、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。 事業再生損失引当金 事業再生計画に基づく事業及び企業の再編を推進するために、当連結会計年度末において、今後、損失が発生すると見込まれる額を計上しております。 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるために、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異(607,546千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年～7年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(6年～7年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
5 中間連結キャッシュ・フロー(連結キャッシュ・フロー)計算書における資金の範囲	<p>役員退職引当金 提出会社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支払に備えるために、内規に基づく当中間連結会計期間末要支給額を引当計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しております。 なお、未払消費税等は、流動負債のその他の流動負債に含めて計上しております。 また、仕入等に係る控除対象外消費税等は、全額を期間費用として計上しております。</p> <p>(6)</p> <p>手許現金、要求払預金及び取得日から3ヶ月以内に満期日の到来する流動性の高い、容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資であります。</p>	<p>役員退職引当金 同左</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(6) 連結納税制度の適用 (追加情報) 当中間連結会計期間から連結納税制度を適用しております。 これにより法人税、住民税及び事業税は17,379千円減少し、中間純利益は同額増加しております。</p> <p>同左</p>	<p>役員退職引当金 提出会社及び一部の連結子会社は、役員退職慰労金の支払に備えるために、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。</p> <p>(4) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(5) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(6)</p> <p>同左</p>

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間連結会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年8月9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第6号 平成15年10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成17年9月30日)	前連結会計年度末 (平成17年3月31日)
<p>1 担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 216,000千円</p> <p>受取手形及び売掛金 23,600千円</p> <p>販売用不動産 7,037,935千円</p> <p>開発事業支出金 17,950,112千円</p> <p>建物及び構築物 1,393,599千円</p> <p>土地 4,760,448千円</p> <p>投資有価証券 528,760千円</p> <hr/> <p>計 31,910,456千円</p>	<p>1 担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 113,000千円</p> <p>販売用不動産 1,503,336千円</p> <p>開発事業支出金 25,049,077千円</p> <p>建物及び構築物 772,583千円</p> <p>土地 2,018,462千円</p> <p>投資有価証券 636,613千円</p> <hr/> <p>計 30,093,072千円</p>	<p>1 担保に供している資産</p> <p>現金及び預金 905,000千円</p> <p>受取手形及び売掛金 1,766,268千円</p> <p>販売用不動産 3,569,611千円</p> <p>開発事業支出金 23,493,157千円</p> <p>建物及び構築物 788,508千円</p> <p>土地 2,619,462千円</p> <p>投資有価証券 563,511千円</p> <hr/> <p>計 33,705,518千円</p>
<p>2 上記 1 に対する担保附債務</p> <p>短期借入金 27,264,207千円</p> <p>長期借入金 557,000千円</p> <hr/> <p>計 27,821,207千円</p>	<p>2 上記 1 に対する担保附債務</p> <p>短期借入金 21,257,600千円</p> <p>長期借入金 4,969,000千円</p> <hr/> <p>計 26,226,600千円</p>	<p>2 上記 1 に対する担保附債務</p> <p>短期借入金 27,335,000千円</p> <p>長期借入金 2,526,500千円</p> <hr/> <p>計 29,861,500千円</p>
<p>3 保証債務</p> <p>当社物件購入者に対する住宅ローン保証 3,097,847千円</p> <p>住宅ローン保証のうち、3,052,189千円は住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する保証債務であります。</p> <p>保証予約</p> <p>当社物件購入者に対する住宅ローン等保証予約 324,522千円</p>	<p>3 保証債務</p> <p>当社物件購入者に対する住宅ローン保証 2,250,526千円</p> <p>住宅ローン保証のうち、2,206,200千円は住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する保証債務であります。</p> <p>保証予約</p> <p>当社物件購入者に対する住宅ローン等保証予約 458,388千円</p>	<p>3 保証債務</p> <p>当社物件購入者に対する住宅ローン保証 5,322,396千円</p> <p>住宅ローン保証のうち、5,277,400千円は住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する保証債務であります。</p> <p>保証予約</p> <p>当社物件購入者に対する住宅ローン等保証予約 286,489千円</p>
<p>4 債権の流動化を促進するために、長期貸付金2,490,064千円の債権を譲渡しております。</p>	<p>4 債権の流動化を促進するために、長期貸付金2,117,342千円を譲渡しております。</p>	<p>4 債権の流動化を促進するために、長期貸付金2,365,493千円を譲渡しております。</p>
<p>5</p>	<p>5</p>	<p>5 固定資産の用途変更により、有形固定資産から販売用不動産に71,625千円振替えております。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 販売費及び一般管理費の主要な費目 広告宣伝費 2,424,762千円 給料 1,302,552千円 賞与引当金繰入額 127,646千円 役員退職引当金繰入額 7,540千円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目 広告宣伝費 894,768千円 給料 1,341,333千円 賞与引当金繰入額 110,067千円 役員退職引当金繰入額 8,898千円	1 販売費及び一般管理費の主要な費目 広告宣伝費 3,570,151千円 給料 2,579,125千円 賞与引当金繰入額 170,413千円 役員退職引当金繰入額 15,285千円
2 前期損益修正益の内訳 過年度消費税等還付金 106,937千円 過年度償却債権戻入益等 137,291千円 計 244,229千円	2	2 前期損益修正益の内訳 過年度償却債権戻入益 215,460千円 過年度消費税等還付金 106,937千円 過年度売上原価修正等 146,959千円 計 469,358千円
3 固定資産売却益の内訳 建物及び構築物 32,362千円 土地 259,825千円 計 292,188千円	3 固定資産売却益の内訳 土地 391,006千円	3 固定資産売却益の内訳 建物及び構築物 73,257千円 土地 554,952千円 その他の有形固定資産 1,525千円 計 629,735千円
4	4 事業再生損失の主要な内訳 アフターサービス費用負担金 133,264千円	4 事業再生損失の内訳 アフターサービス費用負担金 58,056千円
5 固定資産売却除却損の内訳 固定資産売却損 建物及び構築物 284千円 その他の有形固定資産 20千円 計 304千円 固定資産除却損 建物及び構築物 3,003千円 その他の有形固定資産 2,284千円 計 5,287千円	5 固定資産売却除却損の内訳 固定資産売却損 その他の有形固定資産 716千円	5 固定資産売却除却損の内訳 固定資産売却損 建物及び構築物 77,372千円 土地 54,761千円 その他の有形固定資産 15,443千円 計 147,578千円 固定資産除却損 建物及び構築物 3,331千円 その他の有形固定資産 4,139千円 計 7,470千円

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 現金及び預金勘定 12,390,256千円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 246,143千円 現金及び現金同等物 12,144,112千円	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 現金及び預金勘定 8,525,324千円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 143,000千円 現金及び現金同等物 8,382,324千円	現金及び現金同等物の期末残高と連 結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 現金及び預金勘定 13,975,913千円 預入期間が3ヶ月を超える 定期預金 223,000千円 現金及び現金同等物 13,752,913千円

[次へ](#)

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																		
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車輦運搬具</th> <th>器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額 51,103千円</td> <td>1,089,420千円</td> <td>1,140,524千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額 22,109千円</td> <td>778,119千円</td> <td>800,228千円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額 28,993千円</td> <td>311,301千円</td> <td>340,295千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>186,977千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>153,317千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>340,295千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>110,953千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>110,953千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>	車輦運搬具	器具備品	合計	取得価額相当額 51,103千円	1,089,420千円	1,140,524千円	減価償却累計額相当額 22,109千円	778,119千円	800,228千円	中間期末残高相当額 28,993千円	311,301千円	340,295千円	1年以内	186,977千円	1年超	153,317千円	合計	340,295千円	支払リース料	110,953千円	減価償却費相当額	110,953千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車輦運搬具</th> <th>器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額 44,293千円</td> <td>944,124千円</td> <td>988,417千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額 24,309千円</td> <td>731,426千円</td> <td>755,736千円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額 19,984千円</td> <td>212,697千円</td> <td>232,681千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>129,060千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>103,621千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>232,681千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>99,214千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>99,214千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法同左</p>	車輦運搬具	器具備品	合計	取得価額相当額 44,293千円	944,124千円	988,417千円	減価償却累計額相当額 24,309千円	731,426千円	755,736千円	中間期末残高相当額 19,984千円	212,697千円	232,681千円	1年以内	129,060千円	1年超	103,621千円	合計	232,681千円	支払リース料	99,214千円	減価償却費相当額	99,214千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>車輦運搬具</th> <th>器具備品</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額 51,103千円</td> <td>1,163,466千円</td> <td>1,214,569千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額 27,347千円</td> <td>907,307千円</td> <td>934,654千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額 23,755千円</td> <td>256,159千円</td> <td>279,914千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年以内</td> <td>152,680千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>127,233千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>279,914千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いいため、支払利子込み法によっております。</p> <p>支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>220,466千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>220,466千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>減価償却費相当額の算定方法同左</p>	車輦運搬具	器具備品	合計	取得価額相当額 51,103千円	1,163,466千円	1,214,569千円	減価償却累計額相当額 27,347千円	907,307千円	934,654千円	期末残高相当額 23,755千円	256,159千円	279,914千円	1年以内	152,680千円	1年超	127,233千円	合計	279,914千円	支払リース料	220,466千円	減価償却費相当額	220,466千円
車輦運搬具	器具備品	合計																																																																		
取得価額相当額 51,103千円	1,089,420千円	1,140,524千円																																																																		
減価償却累計額相当額 22,109千円	778,119千円	800,228千円																																																																		
中間期末残高相当額 28,993千円	311,301千円	340,295千円																																																																		
1年以内	186,977千円																																																																			
1年超	153,317千円																																																																			
合計	340,295千円																																																																			
支払リース料	110,953千円																																																																			
減価償却費相当額	110,953千円																																																																			
車輦運搬具	器具備品	合計																																																																		
取得価額相当額 44,293千円	944,124千円	988,417千円																																																																		
減価償却累計額相当額 24,309千円	731,426千円	755,736千円																																																																		
中間期末残高相当額 19,984千円	212,697千円	232,681千円																																																																		
1年以内	129,060千円																																																																			
1年超	103,621千円																																																																			
合計	232,681千円																																																																			
支払リース料	99,214千円																																																																			
減価償却費相当額	99,214千円																																																																			
車輦運搬具	器具備品	合計																																																																		
取得価額相当額 51,103千円	1,163,466千円	1,214,569千円																																																																		
減価償却累計額相当額 27,347千円	907,307千円	934,654千円																																																																		
期末残高相当額 23,755千円	256,159千円	279,914千円																																																																		
1年以内	152,680千円																																																																			
1年超	127,233千円																																																																			
合計	279,914千円																																																																			
支払リース料	220,466千円																																																																			
減価償却費相当額	220,466千円																																																																			

(有価証券関係)

前中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借 対照表計上額(千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
株式	475,073	756,652	281,578
その他	1,004	1,254	249
計	476,077	757,906	281,828

2 時価評価されていない有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式(店頭売買株式を除く)	99,959
計	99,959

(注) 表中の「中間連結貸借対照表計上額」は減損処理後の帳簿価額であります。

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	中間連結貸借 対照表計上額(千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
株式	479,673	1,023,430	543,756
その他	1,004	1,577	573
計	480,677	1,025,007	544,329

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

内容	中間連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	99,959
計	99,959

前連結会計年度末(平成17年3月31日)

1 時価のある有価証券

区分	取得原価 (千円)	連結貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
その他有価証券			
株式	479,673	821,886	342,212
その他	1,004	1,357	353
計	480,677	823,243	342,565

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 時価評価されていない有価証券

内容	連結貸借対照表計上額 (千円)
その他有価証券	
非上場株式	99,959
計	99,959

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末(平成16年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

当中間連結会計期間末(平成17年9月30日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

前連結会計年度末(平成17年3月31日)

当社グループは、デリバティブ取引を全く行っていないため、該当事項はありません。

[前へ](#)

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

	不動産事業 (千円)	管理事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	38,812,258	5,241,009	4,420,153	48,473,421		48,473,421
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	506,426	50,274	133,055	689,755	(689,755)	
計	39,318,684	5,291,283	4,553,209	49,163,177	(689,755)	48,473,421
営業費用	36,448,233	5,124,854	4,459,656	46,032,743	(649,442)	45,383,300
営業利益	2,870,451	166,428	93,553	3,130,433	(40,313)	3,090,120

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

	不動産事業 (千円)	管理事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	17,451,262	5,167,110	1,738,289	24,356,662		24,356,662
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	494,261	51,953	177,114	723,329	(723,329)	
計	17,945,523	5,219,064	1,915,404	25,079,992	(723,329)	24,356,662
営業費用	17,603,940	5,214,116	1,893,197	24,711,254	(710,033)	24,001,221
営業利益	341,583	4,947	22,207	368,737	(13,296)	355,441

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

	不動産事業 (千円)	管理事業 (千円)	その他の事業 (千円)	計(千円)	消去又は 全社(千円)	連結(千円)
売上高						
(1) 外部顧客に対する 売上高	68,965,299	10,507,860	6,828,894	86,302,054		86,302,054
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	1,007,631	92,540	341,111	1,441,283	(1,441,283)	
計	69,972,930	10,600,401	7,170,006	87,743,338	(1,441,283)	86,302,054
営業費用	65,028,990	10,427,089	7,043,991	82,500,071	(1,321,637)	81,178,434
営業利益	4,943,940	173,312	126,014	5,243,266	(119,646)	5,123,620

(注) 1 事業区分及び各区分の主な内容

事業区分は事業の内容を勘案して、次のとおり区分しております。

不動産事業.....マンションの分譲及び賃貸等

管理事業.....マンションの管理業務の受託等

その他の事業.....マンションのリフォーム事業等

2 営業費用のうち、消去又は全社の項目に含めた配賦不能営業費用の金額はありません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当はありません。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

全セグメントの売上高の合計に占める「本邦」の割合が90%を超えているため、所在地別セグメント情報の記載を省略しております。

【海外売上高】

前中間連結会計期間(自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

当中間連結会計期間(自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)

海外売上高がないため、該当はありません。

前連結会計年度(自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)

海外売上高が連結売上高の10%未満のため、海外売上高の記載を省略しております。

(1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1株当たり純資産額 325円57銭	1株当たり純資産額 304円66銭	1株当たり純資産額 314円12銭
1株当たり中間純利益 32円26銭	1株当たり中間純利益 5円32銭	1株当たり当期純利益 23円84銭
潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 12円44銭	潜在株式調整後 1株当たり 中間純利益 2円05銭	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 9円19銭

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎

項目	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
1株当たり中間(当期)純利益 中間連結損益計算書上の中間(当期) 純利益(千円)	3,329,744	670,108	2,643,094
普通株主に帰属しない金額の内訳 (千円) 優先株式の配当金	144,797	144,797	289,595
普通株式に係る中間(当期)純利益 (千円)	3,184,947	525,311	2,353,499
普通株式の期中平均株式数(千株)	98,721	98,718	98,720
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期) 純利益 中間(当期)純利益調整額の主要な 内訳(千円) 支払利息(税額相当額控除後)	347	355	711
中間(当期)純利益調整額(千円)	347	355	711
普通株式増加数の主要な内訳(千株) 新株予約権	24,000	24,000	24,000
優先株式	133,331	133,331	133,331
普通株式増加数(千株)	157,331	157,331	157,331
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整 後 1株当たり中間(当期)純利益の算定に含 まれなかった潜在株式の概要			

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>平成17年6月29日開催の定時株主総会におきまして、資本の減少について次のとおり承認可決されました。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 資本減少の目的 欠損の一部をてん補するためであります。(2) 資本減少の方法 発行済株式数の変更を行わない無償の減資であります。(3) 減少する資本の額 14,688,301,442円であります。(4) 資本減少の効力発生日 平成17年8月1日の予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【中間財務諸表等】

(1) 【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金及び預金	2	8,313,856		5,379,859		10,515,242	
売掛金	2	2,359,694		2,638,048		3,932,565	
販売用不動産	2 6	15,725,756		4,862,752		6,726,114	
開発事業支出金	2	19,793,786		26,278,847		23,948,996	
短期貸付金		391					
その他の流動資産		1,385,214		2,281,359		1,486,058	
貸倒引当金		55,000		17,000		49,000	
流動資産合計		47,523,700	75.8	41,423,868	80.3	46,559,977	81.4
固定資産							
有形固定資産							
建物	1 2 6	1,495,295		876,311		872,087	
土地	2 6	5,232,821		2,568,862		3,169,862	
その他の 有形固定資産	1	234,036		236,063		231,746	
有形固定資産計		6,962,154		3,681,237		4,273,695	
無形固定資産		390,251		409,072		395,246	
投資その他の資産							
長期貸付金		1,621,248		1,481,684		1,412,286	
破産更生債権等		20,779,321		14,510,547		14,761,359	
その他の投資 その他の資産	2	3,870,474		3,829,236		3,795,180	
貸倒引当金		18,449,000		13,771,000		13,999,000	
投資その他の 資産計		7,822,043		6,050,468		5,969,827	
固定資産合計		15,174,450	24.2	10,140,777	19.7	10,638,768	18.6
資産合計		62,698,150	100.0	51,564,646	100.0	57,198,746	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成16年9月30日)		当中間会計期間末 (平成17年9月30日)		前事業年度 要約貸借対照表 (平成17年3月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
支払手形		12,545,491		4,263,780		6,960,887	
買掛金		402,245		926,164		1,093,926	
短期借入金	3	27,944,207		22,534,600		28,123,000	
未払法人税等		112,442		10,600		138,442	
前受金		1,277,103		956,881		484,189	
預り金		463,392		320,723		589,953	
賞与引当金		108,000		81,000		134,000	
事業再生損失引当金		4,002,893		2,788,210		2,987,906	
その他の流動負債		1,415,195		730,831		1,354,349	
流動負債合計		48,270,972	77.0	32,612,792	63.2	41,866,655	73.2
固定負債							
社債		1,200,000		1,200,000		1,200,000	
長期借入金	3	6,688,851		9,269,000		6,438,651	
退職給付引当金		416,790		518,668		503,540	
役員退職引当金		19,594		30,732		25,124	
その他の固定負債		445,627		364,708		306,267	
固定負債合計		8,770,863	14.0	11,383,109	22.1	8,473,583	14.8
負債合計		57,041,836	91.0	43,995,901	85.3	50,340,238	88.0
(資本の部)							
資本金		21,368,999	34.1	6,680,698	12.9	21,368,999	37.4
資本剰余金							
資本準備金		21,796,836				21,796,836	
資本剰余金合計		21,796,836	34.8			21,796,836	38.1
利益剰余金							
中間未処分利益 又は中間(当期) 未処理損失()		37,652,172		604,382		36,485,137	
利益剰余金合計		37,652,172	60.1	604,382	1.2	36,485,137	63.8
その他有価証券 評価差額金		155,405	0.2	296,819	0.6	190,883	0.3
自己株式		12,754	0.0	13,155	0.0	13,073	0.0
資本合計		5,656,314	9.0	7,568,744	14.7	6,858,507	12.0
負債・資本合計		62,698,150	100.0	51,564,646	100.0	57,198,746	100.0

【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)		当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)		前事業年度 要約損益計算書 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)	
		金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)	金額(千円)	百分比 (%)
売上高		39,315,178	100.0	17,933,728	100.0	69,950,928	100.0
売上原価		31,223,707	79.4	14,272,556	79.6	55,975,623	80.0
売上総利益		8,091,471	20.6	3,661,171	20.4	13,975,305	20.0
販売費及び一般管理費		5,266,301	13.4	3,316,074	18.5	9,082,423	13.0
営業利益		2,825,169	7.2	345,097	1.9	4,892,882	7.0
営業外収益							
受取利息及び配当金		147,124					
受取利息				2,155		138,491	
その他の営業外収益	1	185,298		128,826		248,181	
営業外収益合計		332,422	0.8	130,982	0.7	386,672	0.5
営業外費用							
支払利息		385,847		438,965		797,486	
その他の営業外費用	2	188,329		10,232		120,917	
営業外費用合計		574,177	1.4	449,198	2.5	918,404	1.3
経常利益		2,583,414	6.6	26,881	0.1	4,361,150	6.2
特別利益	3	399,224	1.0	643,158	3.6	1,395,234	2.0
特別損失	4	112,747	0.3	158,226	0.9	1,715,458	2.4
税引前中間(当期) 純利益		2,869,891	7.3	511,812	2.8	4,040,926	5.8
法人税、住民税 及び事業税		4,000	0.0	13,679		8,000	0.0
過年度法人税等 取崩額				78,890	0.5		
中間(当期)純利益		2,865,891	7.3	604,382	3.3	4,032,926	5.8
前期繰越損失		40,518,064		14,688,301		40,518,064	
資本減少による 欠損填補額				14,688,301			
中間未処分利益 又は中間(当期) 未処理損失()		37,652,172		604,382		36,485,137	

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間決算末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 移動平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 販売用不動産 個別法による原価法 開発事業支出金 個別法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 同左 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 販売用不動産 同左 開発事業支出金 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左 その他有価証券 時価のあるもの 決算期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 販売用不動産 同左 開発事業支出金 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 8~50年 また、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 定率法によっております。 ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。 また、取得価額が10万円以上20万円未満のものについては、3年間で均等償却する方法を採用しております。 なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p>
3 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるために、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収の可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるために、支給見込額のうち、当中間会計期間の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 事業再生損失引当金 事業再生計画に基づく事業及び企業の再編を推進するために、当中間会計期間末において、今後、損失が発生すると見込まれる額を計上しております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 事業再生損失引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるために、支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。</p> <p>(3) 事業再生損失引当金 事業再生計画に基づく事業及び企業の再編を推進するために、当事業年度末において、今後、損失が発生すると見込まれる額を計上しております。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
4 リース取引の処理方法	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるために、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 会計基準変更時差異(504,095千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職引当金 役員退職慰労金の支払に備えるために、内規に基づく中間期末要支給額を引当計上しております。 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p>	<p>(4) 退職給付引当金 同左</p> <p>(5) 役員退職引当金 同左</p> <p>同左</p>	<p>(4) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるために、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 会計基準変更時差異(504,095千円)については、15年による按分額を費用処理しております。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による按分額を費用処理しております。 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(7年)による定率法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(5) 役員退職引当金 役員退職慰労金の支払に備えるために、内規に基づく期末要支給額を引当計上しております。 同左</p>
5 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しております。 なお、仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債のその他の流動負債に含めて計上しております。 また、仕入等に係る控除対象外消費税等は、全額を期間費用として計上しております。</p> <p>(2)</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理については、税抜方式を採用しております。 なお、未払消費税等は、流動負債のその他の流動負債に含めて計上しております。 また、仕入等に係る控除対象外消費税等は、全額を期間費用として計上しております。</p> <p>(2) 連結納税制度の適用 (追加情報) 当中間会計期間から連結納税制度を適用しております。 これにより法人税、住民税及び事業税は17,379千円減少し、中間純利益は同額増加しております。</p>	<p>(1) 消費税等の会計処理 同左</p> <p>(2)</p>

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
	<p>(固定資産の減損に係る会計基準) 当中間会計期間より、固定資産の減損に係る会計基準(「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」(企業会計審議会 平成14年 8月 9日))及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第 6号 平成15年 10月31日)を適用しております。これによる損益に与える影響はありません。</p>	

(表示方法の変更)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)
	<p>(中間貸借対照表) 前中間期まで区分掲記しておりました「短期貸付金」(当中間期末残高330千円)は、金額的重要性が乏しくなったため、「その他の流動資産」に含めて表示しております。</p> <p>(中間損益計算書) 前中間会計期間において営業外収益の「受取利息及び配当金」として表示しておりましたが、当中間会計期間より「受取利息」を区分掲記し、「受取配当金」(当中間会計期間11,120千円)については「その他の営業外収益」に含めて表示しております。</p> <p>なお、前中間会計期間の「受取利息」の金額は136,901千円であります。</p>

注記事項

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成16年9月30日)	当中間会計期間末 (平成17年9月30日)	前事業年度末 (平成17年3月31日)
1 有形固定資産減価償却累計額 5,095,234千円	1 有形固定資産減価償却累計額 3,067,666千円	1 有形固定資産減価償却累計額 3,097,396千円
2 担保に供している資産	2 担保に供している資産	2 担保に供している資産
現金及び預金 216,000千円	現金及び預金 113,000千円	現金及び預金 905,000千円
売掛金 23,600千円	販売用不動産 1,503,336千円	売掛金 1,766,268千円
販売用不動産 7,037,935千円	開発事業支出金	販売用不動産 3,569,611千円
開発事業支出金	25,049,077千円	開発事業支出金
17,950,112千円	建物 772,583千円	23,493,157千円
建物 1,393,599千円	土地 2,018,462千円	建物 788,508千円
土地 4,760,448千円	その他の投資その他の資産	土地 2,619,462千円
その他の投資その他の資産	901,113千円	その他の投資その他の資産
528,760千円	計 30,357,572千円	563,511千円
計 31,910,456千円		計 33,705,518千円
3 上記 2 に対する担保附債務	3 上記 2 に対する担保附債務	3 上記 2 に対する担保附債務
短期借入金 27,264,207千円	短期借入金 21,257,600千円	短期借入金 27,335,000千円
長期借入金 557,000千円	長期借入金 9,269,000千円	長期借入金 2,526,500千円
計 27,821,207千円	計 30,526,600千円	計 29,861,500千円
4 保証債務	4 保証債務	4 保証債務
当社物件購入者に対する住宅ローン保証	当社物件購入者に対する住宅ローン保証	当社物件購入者に対する住宅ローン保証
3,097,847千円	2,250,526千円	5,322,396千円
住宅ローン保証のうち、	住宅ローン保証のうち、	住宅ローン保証のうち、
3,052,189千円は住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する保証債務であります。	2,206,200千円は住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する保証債務であります。	5,277,400千円は住宅ローンに関する抵当権設定登記完了までの金融機関等に対する保証債務であります。
保証予約	保証予約	保証予約
当社物件購入者に対する住宅ローン等保証予約	当社物件購入者に対する住宅ローン等保証予約	当社物件購入者に対する住宅ローン等保証予約
324,522千円	458,388千円	286,489千円
5 債権の流動化を促進するために、長期貸付金2,490,064千円の債権を譲渡しております。	5 債権の流動化を促進するために、長期貸付金2,117,342千円を譲渡しております。	5 債権の流動化を促進するために、長期貸付金2,365,493千円を譲渡しております。
6	6	6 固定資産の用途変更により、有形固定資産から販売用不動産に71,625千円振替えておりません。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)
1 その他の営業外収益の主要な内訳 為替差益 58,383千円 マンション売買契約の解約に伴う収入金額 52,896千円	1 その他の営業外収益の主要な内訳 償却債権取立益 13,673千円 マンション売買契約の解約に伴う収入金額 11,323千円	1 その他の営業外収益の主要な内訳 マンション売買契約の解約に伴う収入金額 84,292千円
2 その他の営業外費用の主要な内訳 アフターサービス工事代 95,321千円	2	2 その他の営業外費用の主要な内訳 知的財産権費用 34,478千円
3 特別利益の主要な内訳 過年度消費税等還付金 106,937千円 固定資産売却益 建物 32,362千円 土地 259,825千円 計 292,188千円	3 特別利益の主要な内訳 固定資産売却益 土地 391,006千円 貸倒引当金戻入益 69,645千円 事業再生損失引当金戻入益 180,421千円	3 特別利益の主要な内訳 過年度償却債権戻入益 215,460千円 過年度消費税等還付金 106,937千円 固定資産売却益 建物 73,073千円 土地 554,952千円 その他の有形固定資産 1,551千円 計 629,577千円 貸倒引当金戻入益 433,636千円
4 特別損失の主要な内訳 固定資産売却却損 その他の有形固定資産 1,849千円 販売用不動産評価損 108,798千円	4 特別損失の主要な内訳 事業再生損失 アフターサービス費用負担金等 158,226千円	4 特別損失の主要な内訳 事業再生損失 アフターサービス費用負担金 172,398千円 固定資産売却却損 建物 77,372千円 土地 54,761千円 その他の有形固定資産 18,426千円 計 150,560千円 販売用不動産評価損 1,391,598千円
5 減価償却実施額 有形固定資産 49,044千円 無形固定資産 63,645千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 37,914千円 無形固定資産 55,765千円	5 減価償却実施額 有形固定資産 76,065千円 無形固定資産 123,911千円

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成16年 4月 1日 至 平成16年 9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年 4月 1日 至 平成17年 9月30日)	前事業年度 (自 平成16年 4月 1日 至 平成17年 3月31日)																																																																														
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">車輛運搬具</th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">11,077千円</td> <td style="text-align: right;">581,466千円</td> <td style="text-align: right;">592,544千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">8,704千円</td> <td style="text-align: right;">399,253千円</td> <td style="text-align: right;">407,957千円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">2,372千円</td> <td style="text-align: right;">182,213千円</td> <td style="text-align: right;">184,586千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">109,034千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">75,552千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">184,586千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、有形固定資産の中間期末残高等に占める未経過リース料中間期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">57,008千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">57,008千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p>		車輛運搬具	器具備品	合計	取得価額相当額	11,077千円	581,466千円	592,544千円	減価償却累計額相当額	8,704千円	399,253千円	407,957千円	中間期末残高相当額	2,372千円	182,213千円	184,586千円	1年以内	109,034千円	1年超	75,552千円	合計	184,586千円	支払リース料	57,008千円	減価償却費相当額	57,008千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">車輛運搬具</th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,765千円</td> <td style="text-align: right;">554,086千円</td> <td style="text-align: right;">561,852千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">7,765千円</td> <td style="text-align: right;">428,192千円</td> <td style="text-align: right;">435,958千円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">千円</td> <td style="text-align: right;">125,893千円</td> <td style="text-align: right;">125,893千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">69,847千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">56,046千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">125,893千円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">59,237千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">59,237千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		車輛運搬具	器具備品	合計	取得価額相当額	7,765千円	554,086千円	561,852千円	減価償却累計額相当額	7,765千円	428,192千円	435,958千円	中間期末残高相当額	千円	125,893千円	125,893千円	1年以内	69,847千円	1年超	56,046千円	合計	125,893千円	支払リース料	59,237千円	減価償却費相当額	59,237千円	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">車輛運搬具</th> <th style="text-align: center;">器具備品</th> <th style="text-align: center;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td style="text-align: right;">11,077千円</td> <td style="text-align: right;">644,064千円</td> <td style="text-align: right;">655,141千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td style="text-align: right;">9,998千円</td> <td style="text-align: right;">489,360千円</td> <td style="text-align: right;">499,359千円</td> </tr> <tr> <td>期末残高相当額</td> <td style="text-align: right;">1,078千円</td> <td style="text-align: right;">154,703千円</td> <td style="text-align: right;">155,781千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、取得価額相当額は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="width: 60%;">1年以内</td> <td style="text-align: right;">80,813千円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td style="text-align: right;">74,967千円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">155,781千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>未経過リース料期末残高相当額の算定は、有形固定資産の期末残高等に占める未経過リース料期末残高の割合が低いため、支払利子込み法によっております。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td style="text-align: right;">123,497千円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td style="text-align: right;">123,497千円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		車輛運搬具	器具備品	合計	取得価額相当額	11,077千円	644,064千円	655,141千円	減価償却累計額相当額	9,998千円	489,360千円	499,359千円	期末残高相当額	1,078千円	154,703千円	155,781千円	1年以内	80,813千円	1年超	74,967千円	合計	155,781千円	支払リース料	123,497千円	減価償却費相当額	123,497千円
	車輛運搬具	器具備品	合計																																																																													
取得価額相当額	11,077千円	581,466千円	592,544千円																																																																													
減価償却累計額相当額	8,704千円	399,253千円	407,957千円																																																																													
中間期末残高相当額	2,372千円	182,213千円	184,586千円																																																																													
1年以内	109,034千円																																																																															
1年超	75,552千円																																																																															
合計	184,586千円																																																																															
支払リース料	57,008千円																																																																															
減価償却費相当額	57,008千円																																																																															
	車輛運搬具	器具備品	合計																																																																													
取得価額相当額	7,765千円	554,086千円	561,852千円																																																																													
減価償却累計額相当額	7,765千円	428,192千円	435,958千円																																																																													
中間期末残高相当額	千円	125,893千円	125,893千円																																																																													
1年以内	69,847千円																																																																															
1年超	56,046千円																																																																															
合計	125,893千円																																																																															
支払リース料	59,237千円																																																																															
減価償却費相当額	59,237千円																																																																															
	車輛運搬具	器具備品	合計																																																																													
取得価額相当額	11,077千円	644,064千円	655,141千円																																																																													
減価償却累計額相当額	9,998千円	489,360千円	499,359千円																																																																													
期末残高相当額	1,078千円	154,703千円	155,781千円																																																																													
1年以内	80,813千円																																																																															
1年超	74,967千円																																																																															
合計	155,781千円																																																																															
支払リース料	123,497千円																																																																															
減価償却費相当額	123,497千円																																																																															

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成16年 9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

当中間会計期間末(平成17年 9月30日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

前事業年度末(平成17年 3月31日)

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(1株当たり情報)

中間連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成16年4月1日 至 平成16年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成17年4月1日 至 平成17年9月30日)	前事業年度 (自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日)
		<p>平成17年6月29日開催の定時株主総会におきまして、資本の減少について次のとおり承認可決されました。</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 資本減少の目的 欠損の一部をてん補するためであります。(2) 資本減少の方法 発行済株式数の変更を行わない無償の減資であります。(3) 減少する資本の額 14,688,301,442円であります。(4) 資本減少の効力発生日 平成17年8月1日の予定であります。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

有価証券報告書 の訂正報告書	事業年度 (第29期)	自 平成15年4月1日 至 平成16年3月31日	平成17年4月6日 関東財務局長に提出。
-------------------	----------------	-----------------------------	-------------------------

有価証券報告書 及びその添付書類	事業年度 (第30期)	自 平成16年4月1日 至 平成17年3月31日	平成17年6月29日 関東財務局長に提出。
---------------------	----------------	-----------------------------	--------------------------

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

ダイア建設株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 勝 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 津 重 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイア建設株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイア建設株式会社及び連結子会社の平成16年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

ダイア建設株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 勝 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイア建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、ダイア建設株式会社及び連結子会社の平成17年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成16年12月15日

ダイア建設株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 勝 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 神 津 重 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイア建設株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイア建設株式会社の平成16年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成16年4月1日から平成16年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成17年12月15日

ダイア建設株式会社
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 前 田 勝 己

指定社員
業務執行社員 公認会計士 池 谷 修 一

指定社員
業務執行社員 公認会計士 長 崎 康 行

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているダイア建設株式会社の平成17年4月1日から平成18年3月31日までの第31期事業年度の中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ダイア建設株式会社の平成17年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成17年4月1日から平成17年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。